

「まつえ男女共同参画人材リスト」について

松江市 市民部 人権男女共同参画課

1 取組みの背景

社会や個人をとりまく環境が大きく変化する中で、男女が性別にかかわらず、自らの意思によって個人の能力と個性を最大限発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会の形成は、緊急かつ重要な課題です。

松江市でも、松江市男女共同参画推進条例に基づき各種の施策を実施していますが、市の各種審議会等の委員構成は、女性の参画が年々増えてきているものの、未だ男性の比率が高い状態であり、政策決定の場での男女共同参画はとりわけ重要な課題となっています。

2 制度概要

松江市では、政策決定の場への女性の参画を促進するため、「まつえ男女共同参画人材リスト（以下「リスト」といいます。）」を作成しています。

各分野で活躍されていたり、行政や地域の課題に関心をお持ちの女性、そして男女共同参画に関心のある男性に登録していただき、各種審議会をはじめとして、行政が市民の声を聴く様々な場に、多彩な人材を推薦したり、男女共同参画社会を目指した学習を行う団体やグループ、各種機関からの照会に応じて、テーマに合う講師や助言者などの人材情報を提供するものです。

3 登録できる方

- (1) 満 18 歳以上の松江市及びその周辺に在住・在勤の女性で、次のいずれかに該当する方
 - ① 専門的な知識、経験等を有する方
 - ② 各種団体、NPO、ボランティア等での活動経験のある方
 - ③ 市政や地域課題等について関心を有する方
- (2) 満 18 歳以上の松江市及びその周辺に在住又は在勤している男性で、男女共同参画について知識、経験又は関心等を有する方

4 登録されると

- (1) 国、都道府県、市町村等の審議会等への委員の推薦依頼があった場合、リスト登録者の中から各種審議会等へ推薦します。
- (2) 男女共同参画社会を目指した学習を行うグループや団体、各種機関等から講師等の推薦依頼があった場合についても同様です。
- (3) 男女共同参画に関する情報等をお知らせすることがあります。

5 リストの公開範囲

- (1) リストの公開範囲は、「松江市のみ」、「国・県・市町村等の行政機関」及び「一般」の3段階です。
- (2) 登録票で、「松江市のみ」を選択された場合は、公開範囲は市の機関のみですが、「国・県・市町村」「一般」を選択された場合は、それぞれ国、市町村あるいは男女共同参画社会を目指した学習を行うグループや団体、各種機関等からの照会に際し、情報を提供することがあります。

※「松江市のみ」を選択された場合を除き、島根県の作成する「しまね女性人材情報リスト」の登録候補者として推薦させていただきます。推薦後は別途、島根県より登録案内がありますので、松江市のリストへの登録をもって県作成のリストへ自動的に登録されるということはありません。

6 リストの運用等について

- (1) リストは、ご本人の自由意志で登録していただくものです。
- (2) リスト登録に伴う、義務及び負担等は、一切ありません。
- (3) リストに記載された個人情報、個人情報保護法及び松江市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき管理します。
- (4) リストの登録内容は、登録票によりご記入いただいた項目と内容のみとし、情報提供にあたっては、依頼者から目的を十分に聞き、目的外利用が行われないように配慮します。
- (5) リストに登録した全ての情報の登録期間は、登録のあった日から5年間とし、5年が経過した年の翌年度に更新するものとします。
- (6) 登録された方は、いつでもご自分の情報を見ることはもちろんのこと、登録内容に変更が生じた場合など、ご連絡いただければデータを修正いたします。
- (7) 登録された方から登録を取り消される旨のお申し出いただいた場合は、直ちに登録を取り消します。